

熱中症予防に向けた 市のクーリングシェルター開放に関する運用方針

1 クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）について

- ・改正気候変動適応法（令和6年4月施行）に基づき、危険な暑さから避難できる場所として市町村長が指定した施設
- ・熱中症特別警戒アラートの発表期間中、一般に開放（施設開館時間に限る）

<クーリングシェルターの基準>

- ・定期的にメンテナンスされている冷房設備あり
- ・受入可能であると見込まれる人数に応じた空間を確保
- ・公表可能日や受入可能人数を予め公表し、熱中症特別警戒アラート発表時に開放

2 開放に関する運用方針

クーリングシェルターとして指定した市の公共施設等を、暑さをしのぐための一時的な休憩場所として、熱中症特別警戒アラートの発表の有無に係わらず開放 ※施設開館時間に限る

<上記運用方針とする理由>※調布市独自の運用

- ・平時から暑さをしのぐ場所として、施設をご利用いただくことで、熱中症特別警戒アラートが発表された非常時においても市民の認知度を向上
- ・熱中症の危険性が高まる期間において、暑さをしのぐための一時休憩場所を確保

<施設が行う事項>

- ・来館した方へ、普段から開放しているスペースを、暑さをしのぐための一時的な休憩場所としても開放
- ・飲料や熱中症対策グッズの提供など、特別な配慮はなし

<利用の想定>

- ・自宅に冷房設備がない方の高温時における一時的な休憩
- ・外出時における暑さをしのぐための一時的な休憩
- ・自宅でのエアコン利用を控え、涼みに来る方の一時利用

3 運用期間

毎年4月第4水曜日から10月第4水曜日
（熱中症特別警戒アラートの運用期間と同じ）

4 クーリングシェルター指定施設（37施設）令和8年3月末時点

- ・公共施設 34施設（図書館，公民館，地域福祉センターなど）
- ・民間施設 3施設

5 クーリングシェルターマークの利用

指定施設にはクーリングシェルターマーク（画像左）とクーリングシェルターロゴマーク（画像右）を掲示



6 クーリングシェルターの指定施設の公表について

- ・市ホームページ（トップページ＞健康・医療・福祉＞保健・健康・医療＞熱中症）

<https://www.city.chofu.lg.jp/070010/p039288.html>

- ・東京都熱中症対策ポータルサイト

<https://wbgt.metro.tokyo.lg.jp/>（下記QRコード）

※ 調布市の公共施設は熱中症特別警戒アラート発表時以外にも開放することに鑑みクールシェアスポットとしても登録。

クールシェアスポットとは：

省エネを目的として、冷房環境を共有するための場所

※調布市としてはあくまで暑さをしのぐための一時的な休憩場所としての利用を市民に呼びかけます。

